

## 構成世帯数調査実施要領(自治会長等調査用)

### 1 調査の目的と実施期限

構成世帯数調査は、地域づくり推進交付金を算定するために必要な業務として、各住民自治協議会に依頼しているものです。調査を実施される自治会長等は、本要領に沿って「**様式1**構成世帯数調査表」及び「**様式2**非構成世帯等調査表」に記入し、住民自治協議会の事務局へご提出ください。

住民自治協議会で各自治会等分を取りまとめて市へ提出いただく期限を10月20日(火)とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

### 2 **様式1**について

#### (1) 調査する内容

基準日(令和8年10月1日)現在の、構成世帯数(合計)を記入してください。

#### (2) 記入上の注意事項

- ア 構成世帯とは、区域内に居住し、自治会等に参加するなどして住民自治協議会の活動に組み込み、回覧等を通じて住民自治協議会と双方向の連絡体制が構築されている世帯のことをいいます。
- イ 事業所等は構成世帯には該当しないため記入しないでください。

### 3 **様式2**について

#### (1) 調査する内容

基準日(令和8年10月1日)現在の、非構成世帯及び広報紙等を配布する事業所等の数を記入してください。

#### (2) 記入上の注意事項

非構成世帯とは、自治会等に未加入であるなど、住民自治協議会の活動に参画せず、回覧等を通じた住民自治協議会と双方向の連絡体制が構築されていない世帯をいいます。

※広報紙等全戸配布物は、自治会への加入や自治会費の納入等の有無に関わらず、非構成世帯を含む各区域内の全戸に配布していただきます(事業所等への配布は任意)。

### 4 **様式1**、**様式2**共通

ア 調査内容を満たす場合は、任意の様式によって調査・報告していただいても構いません。

イ 市への報告に世帯主氏名は必要ありません。世帯主氏名は個人情報に該当するため、自治会等の運営上の理由により独自に収集する場合は、その必要性や使用目的について十分に住民の理解を得るとともに、適切な管理に努めてください。

ウ 前年度の調査と比較して大きな増減がある場合には、その理由について、住民自治協議会へ確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

エ 様式のデータは市ホームページにも掲載しています。

(組織から探す>地域振興部>地域づくり推進課>住民自治協議会>構成世帯数調査について)

### 5 広報紙等の配布部数について

各地区の広報紙等の配布部数には、予備や保存分が含まれている場合もあるため、今回の調査結果を基に配布部数を変更することはありません。なお、配布部数等に変更が生じた場合は、住民自治協議会の事務局へご連絡をお願いいたします。

### 6 問い合わせ先

調査の実施にあたり、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 北館1階  
地域振興部 地域づくり推進課 市民協働推進係 担当：山本、中向井  
TEL (082) 420-0924 FAX (082) 423-0270  
e-mail : hgh200924@city.higashihiroshima.lg.jp